

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

昭和42年12月31日からA社に勤務し、45年3月1日に辞令を受け、本社事務所へ異動した。しかし、社会保険庁の記録では、45年2月28日が資格喪失日となっている。

私は、1日の空白も無く継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社員経歴書、人事記録カード、雇用保険の記録及び人事担当者の供述などから判断すると、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年2月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付

した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

昭和43年4月1日から64年1月2日までB社に在籍し、この間、48年12月25日から49年5月31日までA社に出向し、同社の「C丸」に乗船していた。

しかし、社会保険事務所に年金記録を照会したところ、A社での船員保険の資格喪失日は昭和49年5月31日となっており、出向元のB社に戻って資格取得したのは同年6月1日であるため、同年5月は未加入期間であるとのことであった。

A社には、昭和49年5月31日まで勤務していたので、出向元に戻ったB社での資格取得日である同年6月1日と繋がっていないとおかしいと思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険庁の記録では昭和43年11月1日に船員保険の新規適用事業所となり、平成元年6月1日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できる。

また、A社については、申立人の出向(船員の派遣)元であるB社には関係資料が無く、商業法人登記簿でも把握できないが、同社では在籍のまま出向させていたので、同社を退社しない限り出向しても勤務期間は途切れることはないとしている。

さらに、B社の申立人に係る就労記録によれば、出向先のA社での乗船日は昭和48年12月25日、下船日は49年5月31日であり、B社では下船日の翌日が資格喪失日であるとしていることから、申立人がA社に昭和49年5月31日まで勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は平成14年9月30日に解散し、事業主等の所在も不明であることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和49年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和47年6月から平成2年9月までA事業所グループの事業所に継続して勤務していたが、昭和49年4月1日から同年7月1日までの間について、私の厚生年金保険の記録が無い。申立期間当時は、会社が合併により名称変更した時期だったと思う。この間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の雇用保険の記録により、申立人が、申立事業所に継続して勤務(昭和49年4月1日から平成2年9月30日までの間)していたことが認められる。

また、申立事業所は、申立人が申立期間当時どの事業所に在籍していたかは記録が残っていないので定かではないが、①雇用保険の記録からA事業所グループのいずれかの事業所に勤務していたと思われること、②事業所に勤務していれば、事業所から給与が支給され、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できることの2点から、申立人の申立てを認めるとしており、申立人は昭和49年7月1日にB事業所に異動したものと考えてとしている。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く確認できないため不明としているが、事業

主から管轄社会保険事務所への資格の得喪に係る届出義務の履行については、事業主は当該社会保険事務所に対し申立期間について正しい届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年4月から同年6月までの間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで
昭和44年に自営を始めたが、当時多忙であったため、国民年金へ加入を失念していた。49年ごろに会計事務所の先生（故人）から国民年金加入を指導されたため、国民年金に加入した。
昭和54年に救済特例法により過去の未納分を一括納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が過去5年間分の国民年金保険料を一括納付したと主張する昭和54年は第3回目の特例納付実施期間であるが、申立人は、納付金額及び納付方法についての具体的な記憶が明らかでない。

また、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付金額は3万円から7万円ぐらいだったと思うと主張しているところ、申立人の国民年金の資格取得日は当初、昭和43年4月1日であったが、平成5年8月30日に昭和44年10月14日に訂正されていることからみて、54年に特例納付で過去の未納保険料を一括納付した場合、納付対象期間は43年4月から50年3月までとなり、その納付すべき国民年金保険料額は33万6,000円となることから、申立人が納付したとする国民年金保険料額と大きくかい離している。

さらに、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月、同年3月、同年9月から45年12月までの期間及び46年9月から47年12月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月及び同年3月
② 昭和42年9月から45年12月まで
③ 昭和46年9月から47年12月まで

申立期間には父が経営する事業所で働いており、私の収入から母親が責任をもって国民年金保険料を納付していた。厚生年金保険の記録漏れも、私の努力で判明し、修正された。申立期間が未加入・未納となっているのは納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管している国民年金手帳記号番号払出管理簿に記載されている申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の記号番号が払い出されたのは昭和48年2月下旬以降と推認されることから、申立期間の国民年金保険料は一部を除いて時効により納付できない期間であり、申立てのとおりに国民年金保険料が納付されたとするのは不自然である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付については関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は亡くなっており供述が得られず、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が現在保有している国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年2月まで

私は昭和47年に友人に勧められて国民年金に加入した。ねんきん特別便では49年3月1日資格取得となっているが、私が所持している年金手帳には「初めて被保険者となった日」が47年3月1日となっている。47年3月から保険料を納付していたので、納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管している国民年金手帳記号番号払出管理簿に記載されている申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の記号番号が払い出されたのは昭和49年11月以降と推認される。また、国民年金手帳記号番号が払い出された時期は特例納付が実施されており、申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であったが、申立人が特例納付の申出を行った等の事情は見当たらない。

さらに、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和49年3月1日、国民年金保険料の納付記録が同月分以降となっており、それ以前は記載が無いことから、申立期間は未加入期間と推認される。

加えて、申立人は現在所持している国民年金手帳しか今までに交付されたことは無いとし、申立人が所持している国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和47年3月1日」と記載されているが、この国民年金手帳は、手帳の色から昭和47年当時に発行されたものではなく、「住所」欄の最初の記載がB町（現在は、C市）であること、「国民年金記号番号」欄及び「国民年金の記録」欄に押されている市町村名印がB町であることから、申立人が平成7年中に居住していたB町において再交付を受けたものとみられる。再交付の

際にB町において「昭和47年3月1日」と記載したと考えられるが、B町では「昭和47年3月1日」と記載した根拠となる申立人の国民年金加入記録に関する資料が見当たらないところから、この記載をもって申立人の国民年金被保険者資格取得日を「昭和47年3月1日」と推認することは困難である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していた事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が保険料を納付していたことを推認させる関係者などの供述が得られず、申立人が現在保有している国民年金手帳に係る記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 25 日から 12 年 11 月 25 日まで

私は、A事業所に勤務していたときに大病を患い、平成 6 年 3 月に入院した。入院期間中に、当該事業所が「今後 5 年間の厚生年金保険料等は事業所が負担する」と約束してくれた。この約束どおりであれば、私の厚生年金保険の資格喪失日は平成 12 年 11 月 25 日になるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所における事務担当者の供述により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録から、申立ての事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成 7 年 11 月 25 日と記録されている。

さらに、申立期間を含む平成 7 年 11 月 25 日から 14 年 2 月 23 日までの期間については、国民年金の第 3 号被保険者期間であることが確認できる。

加えて、申立ての事業所は平成 19 年 5 月 12 日に解散し、事業主も既に死亡しており、申立内容に係る同僚の記憶もあいまいであるため、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 21 年 12 月まで

私は、昭和 17 年 4 月から 21 年 12 月まで A 事業所で働いていたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。女性が厚生年金保険の適用になったのは 19 年 10 月からであると社会保険事務所から説明を受けたが、19 年 10 月から 21 年 12 月までの期間の記録が無いことに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立ての事業所に勤務していたことは、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が供述している同僚の氏名が記載されていることから推測することができる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同事業所の同被保険者名簿では、申立人は、昭和 18 年 4 月 1 日に健康保険の資格を取得した後、同年 9 月 7 日に国民健康保険に加入したことにより健康保険の資格を喪失しており、名簿に記載されている申立人以外の同僚 5 人（うち女性 3 人）についても、同時期に国民健康保険に加入し健康保険の適用除外となっていることが確認できる。

さらに、同被保険者名簿からは、健康保険の適用除外とされている申立人及び上記同僚 5 人については、同事業所が厚生年金保険の新規適用となった昭和 19 年 6 月 1 日（厚生年金保険料の徴収は 19 年 10 月から開始）における厚生年金保険の加入を確認することはできず、健康保険の資格を取得している男性 8 人が同日に厚生年金保険の資格取得していることから、同事業所では健康保険加入者と健康保険適用除外者について厚生年金保険の加入についても異なる取扱いを行っていたことがうかがえる。

加えて、申立人からは、「当時の女性の同僚二人と厚生年金保険に加入しないと話し合ったような気がする」との供述があり、社会保険庁の記録では、女性の同僚二人の厚生年金保険の記録も確認できないことから、当時、同事業所において厚生年金保険の加入の意思の有無を確認した上で対応していたとも推測することができる。

同事業所は昭和 23 年 8 月 15 日に法定解散しており、同時期に別組織が設立されていることから現在の後継組織に照会したが、申立期間当時の事情は確認できないとしている。

このほか、当時を知る同僚等の所在も不明で供述は得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 29 日から 15 年 5 月 26 日まで
平成 12 年 4 月 6 日に、A 事業所に入社し、現在まで継続して勤務している。社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、現在も勤務しており加入していることは間違いない。記録が無いはずはないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録から、申立ての事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、当該事業所における申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、申立期間当時の事業主から提出された賃金台帳では、申立期間のうち、申立人に係る平成 14 年 1 月から 15 年 5 月までの間に支払われた給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間中に国民健康保険に加入していたことが、区役所及び関係医療機関の記録で確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認することのできる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 1 日から平成 10 年 4 月 1 日まで
② 平成 10 年 4 月 1 日から 14 年 9 月 16 日まで

昭和 61 年 5 月 1 日から平成 14 年 9 月 16 日までの期間、A社及びB社に外交員として勤務していたが、パソコン等の備品代、営業車代、ガソリン代及び自動車保険等の経費は会社から支給された賃金の中から自分で負担していた。

会社はこれらの経費分も含めて従業員に対し賃金を外交員報酬として支払っており、経費分も賃金として標準報酬月額の算定の基礎とすべきであるにもかかわらず、この期間の標準報酬月額が実際に会社から支給された賃金とあまりにもかけ離れているので、この経費分も賃金であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人に係る賃金台帳により、申立てに係る事業所から社会保険事務所へ届出されている標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、申立てに係る事業所から支払われた賃金の中に含まれている経費分も賃金として標準報酬月額の算定の基礎とすべきであると主張しているが、本件については、社会保険庁（C社会保険事務所）から、平成 18 年 3 月 31 日付け文書「標準報酬月額と給与明細書に基づく差異に関する調査依頼について（回答）」において、申立人の主張は認められないとの回答が出されている。

さらに、労働基準法における賃金とは、①労働の対償として支払われるものであること、②使用者から支払われるものであることとされ、作業備品・実費

弁償とみられるものは賃金とはいえないとされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 62 年 3 月まで

昭和 53 年 7 月の厚生年金保険資格取得時から 62 年 3 月までの厚生年金保険の標準報酬月額は給与明細書の支給額と比較して大きな差がある。

厚生年金保険料を遡って納付してもよいので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険庁の記録にある標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間について、申立人から提出された給与明細書上の給与支給額から、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が相違している可能性があることがうかがえるが、事業主は、「申立期間の関係書類は廃棄しているため当時の状況は分からない。」としており、その内容について確認することはできない。

さらに、申立期間に在籍していた同僚等の標準報酬月額の記録から、申立人の標準報酬月額のみがより高額となる事情はうかがえず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月12日から30年10月1日まで
友人にA社B支店の運転手の仕事を紹介され、昭和28年8月から30年9月まで運転手として勤務した。

申立期間当時、A社に在籍し、給与をもらっており、事業主により厚生年金保険料を控除されていたはずなので、私が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が挙げた申立期間当時の上司、同僚等の氏名が無い上、申立人は申立期間当時の同僚等に連絡をとることができないとしていることから供述を得ることができず、申立事業所における勤務実態を確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人においても申立事業所における保険料控除に係る具体的な記憶も明らかでない。

さらに、事業主によると、申立期間当時、正社員と運転手等の現用員とでは、厚生年金保険への加入の取扱いに差があったと供述しており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年10月1日から20年11月1日まで
②昭和24年11月1日から26年1月25日まで

厚生年金保険の被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、平成19年8月2日に申立期間①及び②については脱退手当金支給済みとの回答を受けた。申立期間①及び②については、私は脱退手当金の請求をした記憶は無く、受け取った覚えも無い。

申立期間後の昭和26年4月1日から34年7月16日までの期間に係る脱退手当金の手続きは、自分で行き支給を受けた。その時の支給決定通知書は所持しているが、申立期間に係る脱退手当金の手続きは行っておらず支給決定通知書も貰っていない。申立期間①及び②に係る脱退手当金の給付を受けているなら支給決定通知書を所持しているはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に、脱退手当金を支給した旨の記載がされており、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和26年3月9日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されているにもかかわらず、その後、再度A社に勤務した際には新たに別の厚生年金保険被保険者記号番号を取得していることから、申立期間については、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで
②昭和 36 年 11 月 17 日から 40 年 12 月 1 日まで
③昭和 41 年 1 月 18 日から同年 11 月 1 日まで

私は昭和 36 年 4 月から 41 年 11 月までの間に A 社、B 社、C 社で勤務した後、厚生年金保険を脱退しましたが、私も夫も脱退手当金を受領した記憶はありません。脱退手当金が支給された事実があるのか、もし支給されたのであれば何時どのようにして受け取ったのかを明らかにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立人の C 社での健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「支給済」の表示がされているとともに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記号番号は同一であり、申立期間以降に勤務していた事業所において昭和 60 年 5 月 1 日に再度厚生年金保険被保険者資格を取得した際には新たに別の記号番号の払出しを受けていることから、申立期間については、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。